

ひたちなか市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域をいう。以下同じ。）の大学等（大学又は大学院をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了し、茨城県内に所在する企業に就職するため、本市に移住する見込みの者又は移住した者に対し、予算の範囲内で地方就職支援金を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付け計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知別添）及びひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交通費に係る支援金の交付対象者)

第2条 地方就職支援金のうち交通費（就職活動（採用試験、採用面接その他の就職に係る活動をいう。以下同じ。）のため、東京圏と茨城県内の移動に要した公共交通機関の費用をいう。以下同じ。）に係る支援金の交付の対象となる者は、大学等を卒業し、若しくは修了した日又は卒業し、若しくは修了する予定の日の属する年度（以下「卒業年度」という。）の4月1日以後に行われた就職活動のため、東京圏と茨城県内の移動に公共交通機関を利用した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1） 移住元に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ア 東京都内に本部が設置されている大学等に在学し、又は在学していたこと。
- イ 東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域にある大学等のキャンパスに原則4年以上通学すること。
- ウ 当該大学等を卒業し、又は修了する（見込みを含む。）こと。

エ 卒業年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

(2) 移住先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(ア) 大学等に在学中の者にあっては、卒業年度の10月1日以後に企業から内定を得ており、大学等を卒業し、又は修了した後に当該内定した企業に就職する意思を有していること。

(イ) 大学等を卒業し、又は修了した者にあっては、大学等を卒業し、又は修了した日の属する年度の10月1日以後に企業から内定を得ており、大学等を卒業し、又は修了した後に当該内定した企業に就職していること。

イ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(ア) 大学等に在学中の者にあっては、就職のため、交付の申請の日から5年以上継続して市内に移住する意思を有していること。

(イ) 大学等を卒業し、又は修了した者にあっては、就職のため、市内に移住したものであり、引き続き交付の申請の日から5年を経過する日までの間、市内に在住する意思を有していること。

(3) 就業に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 就業先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が茨城県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(オ) 内定者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人その他の団体でないこと。

(カ) 内定者に就職活動に係る交通費の支給を行っていないこと。

イ 就業条件に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。

(イ) 勤務地限定型社員としての採用であること。

- (4) 次に掲げる要件の全てに該当すること。
- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本の国籍を有する者であること又は外国の国籍を有する者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - ウ その他茨城県知事又は市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(移転費に係る支援金の交付対象者)

第2条の2 地方就職支援金のうち移転費（東京圏から市内への移住に伴う引っ越しにかかる費用をいう。以下同じ。）に係る支援金の交付の対象となる者は、大学等を卒業し、又は修了し、就職のため、市内に移住した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 移住元に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 東京都内に本部が設置されている大学等に在学していたこと。
 - イ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域にある大学等のキャンパスに原則4年以上通学すること。
 - ウ 当該大学等を卒業し、又は修了していたこと。
 - エ 大学等を卒業し、又は修了した日の属する年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していたこと。
- (2) 前条第2号ア（イ）及びイ（イ）、第3号並びに第4号の要件の全てに該当すること。

(地方就職支援金の額)

第3条 地方就職支援金の額は、交通費に係る支援金の額及び移転費に係る支援金の額を合算した額とする。

- 2 前項の交通費に係る支援金の額は、4,260円とする。
- 3 第1項の移転費に係る支援金の額は、移転費の額を確認することができる書類を提出する場合にあっては移転費の実費の額、移転費の額を確認することができる書類を提出できない場合にあっては移転費の実費の額又は66,000円のいずれか低い額

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（1） 大学等の在学中に申請をする場合 大学等を卒業し、又は修了する予定の日の属する年度の2月15日

（2） 大学等を卒業し、又は修了した後に申請をする場合 大学等を卒業し、又は修了した日の属する年度の翌年度の2月15日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し

（2） 交通費に係る支援金の申請をする場合にあっては交通費の領収書その他の就職活動の際に公共交通機関を利用したことを確認することができる書類、移転費に係る申請をする場合にあっては移転費の領収書その他の移転費の額を確認することができる書類

（3） 在学証明書又は大学等の卒業証明書若しくは修了証明書

（4） 移住元の住民票の写し、移住元の除住民票の写しその他の移住元の住所を確認することのできる書類

（5） 内定・採用証明書（様式第2号）

（6） その他第2条又は第2条の2に規定する要件を満たすことを証する書類として市長が必要と認める書類

3 地方就職支援金の申請は、1回限りとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適當と認めるとときは、茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（地方就職支援金の請求）

第6条 前条の規定により地方就職支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付請求書（様式第4号）により、市長に地方就職支援金の交付を請求するものとする。

(地方就職支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合には、当該請求があった日から30日以内に地方就職支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、茨城県地方就職学生支援事業の適切な実施を確保するため必要があると認める場合には、交付決定者に対し、報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(地方就職支援金の返還等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 第4条の規定による地方就職支援金の交付の申請（以下「交付申請」という。）の日から1年以内に就業先への就業を行わなかった場合 全額
- (3) 交付申請の日から1年以内に市に転入しなかった場合（ただし、交付申請時に既に市に住民票がある場合を除く。） 全額
- (4) 就業した日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職した日から3か月以内に茨城県内の別な企業に就業する場合を除く。） 全額
- (5) 市への転入日から3年未満で市から転出した場合 全額
- (6) 市への転入日から3年以上5年以内に市から転出した場合 半額

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。